

令和3年度東京労働局 最低賃金・支援策周知強化期間要綱 ～応援します！ TOKYO 1041 さいちんキャンペーン～

1 目的

東京都最低賃金は、東京地方最低賃金審議会に対する諮問及び答申を経て、令和3年10月1日から1時間1,041円に改正されることが決定した。

今回の改正は、改正前に比較して28円(引上げ率2.76%)の引上げとなり、中小企業・小規模事業者の負担が大きくなるとの指摘がある中、今回の改正に至る審議において、労使双方から、中小企業に対する各種支援策の一層の利用及び活用を促進することが強く求められている。

東京労働局では、東京都内の事業場に対し、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての最低賃金の改正について周知を徹底するとともに、生産性の向上等により事業場内最低賃金を引き上げやすい環境を整備するため、中小企業に対する支援策として業務改善助成金等の各種支援策の利用及び活用の促進に向けた周知について、集中的取組を行うこととする。

2 取組期間

令和3年9月1日～10月31日

3 東京労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の取組項目

(1) 関係団体を通じた周知

- ア 主な団体及び業界団体等を東京労働局幹部が訪問し、最低賃金の周知及び各種支援策の利用及び活用の促進に関する要請を実施。【局】
- イ 自治体及び各種団体に対し、改正最低賃金及び東京版業務改善助成金リーフレットを送付し、広報依頼を実施。【局】【署】
- ウ 労働基準監督署幹部による地域団体等への最低賃金の周知及び各種支援策の利用及び活用の促進に関する要請を実施。【署】

(2) 個別事業場に対する周知

- ア 経済産業省関東経済産業局と連携し、最低賃金及び各種支援策に関する説明会を開催。【局】
- イ 最低賃金及び各種支援策について東京労働局YouTube公式チャンネル等を活用した情報発信を実施。【局】

- ウ 労働基準監督署の各種説明会、監督指導、訪問支援等において最低賃金及び各種支援策の周知を徹底。【署】
- エ 東京働き方改革推進支援センターによる出張相談会を開催し、最低賃金及び各種支援策について周知を実施。
【局・署】
- オ 「36 協定届出事業場等に対する上限規制等に関する説明会の開催等事業」において、最低賃金及び各種支援策について周知を実施。【局・署】
- (3) その他
- ア 最低賃金及び各種支援策を紹介する東京労働局独自ポスター及びリーフレットを作成し【局】、最低賃金及び各種支援策について周知を実施。【局・署・所】
- イ 東京働き方改革推進支援センターの最低賃金引上げ相談用リーフレットを作成し、労働基準監督署及び公共職業安定所を通じて周知を実施。【局・署・所】
- ウ 求人事業主及び求職者に対する最低賃金及び各種支援策の周知のため、公共職業安定所庁内でのポスター掲示及びリーフレットの備え置き等を実施。【所】
- エ 需給調整事業に係る事業主に対する最低賃金及び各種支援策の周知のため、東京労働局海岸庁舎内でのポスター掲示及びリーフレットの備え置き等を実施。【局】
- オ 包括連携協定を締結している金融機関に対し、最低賃金及各種支援策の周知依頼を実施。【局】

